

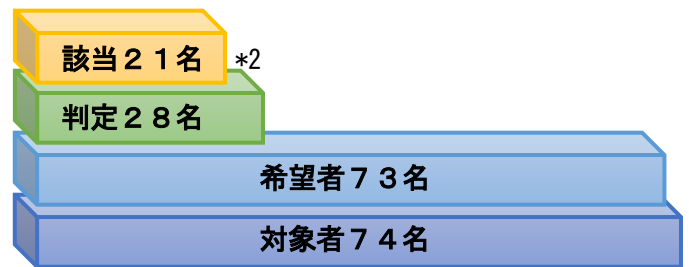


知っておきたい…重度判定!

重度判定とは障害の程度を表す療育手帳の等級とは違い、障害者雇用促進法に基づき、作業の効率や工程の見通し、職場の人間関係等、**仕事を円滑に続ける上で支援が必要かどうかを判定する**ものです。知的に軽度でも**仕事をする上で支援が必要＝雇用制度上の重度**という考え方です。

本校では毎年3年生の希望者が判定を受けています。今年度は対象者(*1)74名のうち73名が判定を希望しました。過去3年間では、卒業生223名中51名、22.9%が該当と判定されました。

今年度は希望者73名中28名が判定に進み10/19現在21名(*2)が該当の判定を受けています。



H29年度 重度判定

一度該当と判定されると生涯有効で、採用する企業側にも障害者2名を雇用したことになり雇用率2名分のカウントとなるので、結果的に本人にとっても有利にはたらくことも多くあります。

最近では「重度判定、持っていますか?」と尋ねる企業や「入社までに受けてみてください。」と言う企業も増えてきました。

以前、次のような事例がありました。ある企業に本校の生徒1人を含め3人の就職希望者がいました。採用予定は1人とのこと。実習での評価は3人とも大差ありませんでしたが、「さいたま桜のY君を採用したい。」と連絡がありました。3人のうちY君だけが判定を持っていたことが理由でした。「重度」という表現に抵抗感はありませんが、制度の内容をよく理解して受けておくとな本人のメリットとなることもありますので、覚えておいてください。

*1 療育手帳保有者が判定の対象で、精神福祉手帳は判定の対象となりません。

*2 11月に判定を実施する生徒が2名いるため、該当者が増える可能性があります。

* ご不明な点は、担任または就労支援室担当に遠慮なくお問い合わせください。



就労しえんしつ日記

前期終了式、後期始業式と全校がこぼとんホールに集まる機会が続いた。式では校長先生をはじめ、生徒指導の先生などから大切なお話をいただく。生徒達を後ろから見渡すと気づくことがある。右側に座る1年生は、ほぼ全員が話をする先生の方を向いて聞いている。真ん中に座る2年生は、話が始まるとメモを取り始める生徒がちらほらという。左側に座る3年生は、半分くらいの生徒がさっとポケットからメモ帳を取り出しペンを走らせる。

さいたま桜では、いつでもどこでもメモ帳とボールペンを携帯する約束になっている。入学以来、働く準備として専科でも、係りの仕事をする時でも、現場実習でも必要なことをメモするように言われ続けている。メモが習慣になっている生徒が3年生に一番多いことに、少しホッとした。